

令和元年度 第1回草津市障害者施策推進審議会 会議録

■日時：

令和元年9月3日（火）13時30分～16時

■場所：

草津市役所4階 行政委員会室

■出席委員：

峰島委員、松島委員、竹村委員、大谷委員、深尾委員、吉村委員、岡委員、奴賀委員、河村委員、武田委員、西村委員、荻野江委員、前川委員、大菅委員

■欠席委員：

市川委員

■オブザーバー（滋賀県南部健康福祉事務所）：

黒橋次長

■事務局：

健康福祉部	川崎部長、井上副部長
障害福祉課	黒川課長、木野係長、井口主査、菅野主任
発達支援センター	小林所長、倉田所長補佐

■傍聴者：

1名

1 開会

【川崎健康福祉部長】

滋賀県におきましては、平成31年4月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が制定され、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的として、「障害の社会モデル」の考え方の定義、合理的配慮の提供等の義務化、相談・解決の仕組みの整備について条例に定め、具体的に取り組みを進めていくこととしています。

草津市におきましても、第2次草津市障害者計画の基本理念として「共に生きる、インクルーシブな社会の実現」を掲げ、障害の有無にかかわらず、それぞれの個性と人格を尊重し、地域の中で共に自立し支え合う社会を目指し、地域福祉活動の推進、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化による福祉のまちづくりに向けた取り組み等を行っており、今後も引き続き、各事業を着実に進めてまいります。

本日の審議会では、平成30年3月に皆様の貴重な御意見を頂戴し策定いたしました「第2次草津市障害者計画」および「第5期草津市障害福祉計画、第1期草津市障害児福祉計画」の実績の確認や取り組みへの御意見をいただきたいと考えております。

【事務局】

15名中14名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、審議会は成立していることを報告させていただきます。

また、今年度から障害者計画の評価方法を変更し、委員の皆様には突然の評価依頼を行い、多大な御協力をいただいたことに対しまして、深く御礼申し上げます。これは、昨年度の審議会において、市役所各課の自己評価だけではなく客観的にも評価をし、総合的な評価を行うべきであるという意見を基に変更を行ったものでありますが、委員の皆様方からは、「記載されている実績内容だけでは具体性に乏しく、評価根拠にならないため、客観的な評価を行うことができない。」等の記載内容に対する意見を多数頂戴しました。この点につきましては、各課が実績内容をどのように記載すべきかを明確にし、記載方法を統一する必要があると考えますため、次年度以降の評価方法を考える際の貴重な意見とさせていただきます。

なお、いただきました意見のうち、回答等が可能なものにつきましては、できる限り資料に記載をいたしました。記載方法ならびに様式についての課題や問題点については、資料には記載をしておりませんので、予め御了承くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは審議会の進行を規則に基づきまして会長をお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いたします。

2 議事

草津市附属機関運営規則第4条第4項に基づき、会長が議事進行を行う。

(1) 草津市の障害者福祉の動向について

【事務局】

(資料1に基づき説明)

【会長】

草津市の障害福祉の動向について、質問等があればどうぞ。

【会長】

発達障害児者という括りを出した統計やデータ等がありますか。

【事務局】

発達障害児者に限定しての統計やデータはなく、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者数の中に含まれております。

【会長】

発達障害児者の相談件数の数字は出ませんか。

【事務局】

発達支援センターの相談件数の数字はあるが、発達障害の診断の有無では分けておりません。総相談件数はセンターの事業報告書において記載しています。

【会長】

療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の軽度の人数が増えていることは、発達障害児者が増えていることに起因していると推察されます。相談件数の数字がすぐに出ないが、感覚的に増えていると思いますか。

【事務局】

相談件数について、実人数は減っているが、継続相談の方が増えているため、延べ相談件数は増えています。また、放課後等デイサービス等の支給決定を行う際に手帳の保持を確認しておりますが、精神障害者保健福祉手帳所持者は少なく、療育手帳所持者が多いように感じます。相談においては、就学前、学齢期、成人と年齢層で分けていますが、学齢期と成人層が増えていると感じます。

【会長】

分かりました。やはり発達障害の方は増えているように思います。

【委員】

資料13ページの①公立小学校の特別支援教育の表と14ページの②公立中学校の特別支援教育の表で、項目数に差があるが、何か意図があるのでしょうか？

【事務局】

特に意図はなく、次年度以降、全体の生徒数を記載し、普通学級在籍児童（生徒）数と特別支援学級在籍児童（生徒）数を内訳として記載するという表記方法に統一いたします。

（2）第2次草津市障害者計画の事業実績について

【事務局】

（資料2に基づき説明）

【会長】

昨年度から議論していた評価のあり方について、特に、評価欄については審議会の委員の意見を踏まえて評価をすべきだと思っているが、各課の自己評価がなされ、何をもって評価Aとするのか、はたまた評価Dとするのか、評価についての妥当性を議論できていないことは、今後の課題にしたいと考えています。

【委員】

今回、外部機関の意見も聴くということですが、この審議会の場で議論をせずに評価がされているものを、外部機関の目で評価をしてもらうことが妥当なのかどうなのか。外部機関に評価してもらうというやり方をするのであれば、審議会においてきちとした評価を行ってからでないと、外部機関において評価の妥当性を判断できる内容のものにはならないと感じます。今年度でそれを行うのは時期尚早であり、来年度以降に行うのが良いのではな

いでしょうか。

【会長】

意見を聴く外部機関は、決まっていますか。

【事務局】

自立支援協議会において報告を行う想定です。

【会長】

各事業の実績の評価方法については、もう少し議論が必要ではないかと思えます。計画自体の策定においても我々審議会の委員が参加していることから、委員も当事者であるわけなので、各事業の所管課の評価だけでは良くないし、審議会における評価だけでも良くないと考えます。今回はその評価方法を審議会で議論しないまま、所管課の評価が既に記載され、それに対する審議会の意見を記述してもらいたいという内容であり、各所管課の評価基準が分からない資料であるが故に意見を述べるのが難しいと感じられた委員が多かったのではないかと想定します。今年度から行おうとしている、所管課で評価をし、審議会の意見を記載、その後外部機関から最終的な評価を行うという方法については、今年度このままやりきることなのか、来年度からやるのか、考える必要があるのではないのでしょうか。今年度については色々な方から意見を聞いて試行的に行ってみようという形で位置づけるということも有り得るのではと思います。

【委員】

今年度から実績の評価資料が変更となったわけですが、昨年度までの資料の方が良かったと思います。前々年度の実績、当該年度の計画と実績、そして評価理由が並んでいて、全体の動きが捉えやすかった。しかし、今年度の実績資料は前々年度の実績と比較することが出来ず、もし外部機関から意見を聞こうとすれば、どこをどのように評価したら良いのか分からないのではないのでしょうか。また、資料について、審議会意見に対する草津市の回答が記載されており、試行的な段階であり期間が短かったことありますが、質問に対する十分な回答でないように感じます。また、今後の取り組み欄に記載されている内容がとても薄く、ここには審議会から出た意見等を包括するぐらいの内容を記載するべきで、これではどこをどのように評価しているのか全く分からないため、この様式のままでは外部機関から意見を聞くことは難しいのではないかと思います。

【会長】

評価に対する審議会意見欄については、第三者から見て内容がかなり分かりにくいということです。資料について、昨年度の方が良かったという意見が出ましたが、「数値目標を出したほうがよいのか。」「評価はA B C Dの四段階が妥当なのか。」「重点事項の評価とその同一分野の事業の評価が一致していなくて良いのか。」など、評価の方法について、審議会からの色々な意見を踏まえた上で、もう一度考えていただきたい。例えば、数値目標を出しているのであれば、数値目標は達成できていませんが事業の中身は充実していたため評価

Bとしました、としていると、数値目標を立てている意味がなくなってしまうわけで、矛盾していることになるわけですね。そうしてしまうと、本来何をすべきかがぼやけてしまいます。

【委員】

評価方法についての議論も大切だとは思いますが、達成すべき目標に対してどの部分が達成できていなくて、達成のためにはどういった事業が必要であるのかといったことをこの審議会の場で議論していくことが出来ると良いと思います。

【会長】

事業毎に実績が記載されていますが、施策ごとの評価、すなわち大きい枠組みで評価をして、どこが達成できていないかを明確にするということですね。そういった評価欄を設けることも良いのではないのでしょうか。

【委員】

どこの部分を観点として評価をするか、明確にする必要があるのではないのでしょうか。例えば、相談会を行ったことに対して私は意見を述べたわけですが、草津市からの回答によると、相談会を行ったこと自体を評価しているように見えてしまいます。評価欄ならびに実施状況欄においては、事業をしたらそれで良いというわけではないでしょうし、どういった観点でその事業を行ったのか、その事業の中身の部分を記載し、評価すべきではないでしょうか。

【会長】

評価方法について、かなり色々な意見が出てきておりますし、草津市としても色々と試行錯誤して今年度の評価方法について考えられたことも分かりますので、今回は試行という形にしてはどうでしょうか。試行的に行い、評価の方法として妥当なのかを検証するという事で、今日の審議会においてもざっくばらんな意見を聞くことも出来るのではないかと考えます。

【事務局】

委員の皆様からの意見を聞き、過去の積み上げが分からないといった点等、評価資料については改善していく必要があると思います。そのため、今年度については試行という形で考えていただいて、最終的にどのような資料であれば最適かを考えてまいります。また、今年度の資料については、外部機関からの評価は行わずに、各課の自己評価とそれに対する審議会からの意見を表記し資料としたいと思います。

【会長】

その方が良いですね。資料については今後も議論を重ねていくことにし、ここからは事業毎の実施状況についての質問や意見のある方はお願いしたいと思います。

【委員】

9ページの湖南地域広域行政組合負担金事務、健康相談事業ならびに10ページの健康診査事業についてですが、審議会委員意見として「実績は障害者の実績値なのか、分類はできているのか」という意見に対して、「分類はできておりません」という回答になっています。どれくらいの障害者の方が受診したのか分からないのに、事業に対してどのようにして評価を行っているのか疑問に感じます。特に健康相談事業については、相談件数が42名と比較的少ないため、分類することは可能ではないでしょうか。

【事務局】

指摘いただきました事業については、全市民が対象となる事業であり、受診に来られる方に対して障害の有無の確認はしていないため、分類はしておりませんという回答になっています。評価としては、過去の受診件数等と比較してという観点で行っています。

【委員】

そうであれば障害者計画の中の事業としては、評価しようがないのではないのでしょうか。全体としての数字だけでは評価ができないと思います。

【会長】

受診者数のうち障害者が何人という実績があればいいのですが、全市民が対象であるため、数字がないということですね。また、障害者で何人の受診を促進する等の目標も立てられないため、これがPDCAサイクルで評価を行う際の難しい要素の1つです。これは次期計画策定の際に、事業内容を障害者に特化した内容にするとか、検討していかなければならないと考えます。

【事務局】

分かりました。

【会長】

13ページの生活介護のところで、今後福祉人材不足や待遇の問題がどんどん表面化してくると思います。その結果、事業所不足という問題がより深刻なものになってくると思いますので、グループホームのように市単独の補助を検討できないのでしょうか？

【事務局】

生活介護事業所や就労系の事業所についても市単独の補助制度は過去からあり、補助率としては補助対象事業費のうち国が2分の1、県が4分の1、市が8分の1となっております。グループホームにつきましては、補助対象事業費のうち市が4分の1の補助を行う制度となっており、他の事業よりも手厚い補助となっております。しかしながら、補助自体は建設部分に対する補助であり、各事業者は土地の確保と、人材確保の面で苦勞を感じておられ、新たな事業を展開することが難しく、新規の事業所開設が進まないというのが現状です。今年度からは、事業所の職員が強度行動障害の対応に関する研修に行かれた時の補助制度を

設けましたが、人材不足の抜本的な解決には至っていない状況です。

また、生活介護事業所職員などの待遇改善に関する国県要望は継続して行っておりますが、改善されていない状況であるため、引き続き国県へ要望していくとともに、運営面での新たな補助制度の創設について、各事業者と議論を重ねてまいります。

【会長】

整備補助金について、まだまだ周知が足りないと思います。それはもっと周知をしていくべきではないでしょうか。また、運営面での新たな補助制度という話がありましたが、今回の資料においても、もう一步踏み込んで人材の確保策等について検討していく旨を記載し、課題解決へ向けて、本格的に動いていく必要があるのではと思います。

【事務局】

分かりました。資料2の15ページ、居住系サービス給付事業の審議会意見に対する回答欄に追記いたします。

【会長】

次に、資料11ページの重点的取組に基幹相談支援センターの設置が掲げてあり、今年度から事業を始められるということで、今までの草津市の経緯からいきますと、各相談支援事業所、主に草津市立障害者福祉センターが多くの相談の対応をしていると思いますが、基幹相談支援センターが一般相談と困難ケースを受けるようになると、その分、相談支援事業所が給付費算定される計画相談に割く時間が増え、売り上げもあがり、相談支援専門員も増えていく、もっとという相談支援事業所が増えるというような良いサイクルができるというのが基幹相談支援センター事業の仕組みです。そういったところの見通しは、どのように考えていますか。

【事務局】

資料4を御覧ください。こちらは基幹相談支援コーディネータ配置費ということで、今年度の予算額等を記載していますが、今年度に基幹相談支援センターを設置するのではなく、まずはコーディネータを配置し、2～3年後を目途として、基幹相談支援センターの設置を目指すものであります。コーディネータの役割としては、相談支援事業所に対する指導や助言のスーパーバイズや困難ケースの同行、アドバイス等を行うことを想定しております。基幹相談支援センターは原則サービス等利用計画を作成することはせず、構想的には、介護保険の地域包括支援センターのように、各計画相談事業所の上に立つような形を考えております。また、委託業務の中の1つに、新しく計画相談支援事業所を立ち上げられる際の支援も盛り込む予定であり、新たな社会資源の開拓についても取り組んでまいります。

【会長】

是非、その方向で進めていただきたい。全国的にも困難ケースの対応に追われ、計画相談の数がこなすことができず、経営的に難しくなるという事業所が増えてきています。相談支援専門員が少ないというのが、各相談支援事業所の共通課題であり、その支援になるとも考

えられるため、今回の資料の今後の取り組み欄に書き加えてください。

【事務局】

分かりました。資料2の12ページ、相談支援機能強化事業欄に追記いたします。

【委員】

先ほどの説明で、新たな社会資源の開拓というのは、具体的にはどのような動きをとっていくのでしょうか。

【事務局】

障害福祉サービスを受ける際には、相談支援事業所にてサービス等利用計画を作成することが必須となっており、現在、草津市内の相談支援事業所だけでは対応しきれていないのが現状です。そのような中、高齢障害者への対応や共生社会の整備を目的として、新たに共生型サービスという制度が始まり、介護保険と障害福祉のそれぞれの指定事業所が相互乗り入れというような形で、それぞれの制度の指定が取りやすくなりました。このことから、介護保険の居宅介護支援事業所に障害福祉の相談事業所の看板もあげてくれないか、というお願いを直接させていただいているところです。もちろん、障害と高齢では対応の仕方が大きく異なり、介護と比較すると障害はより当事者に寄り添った支援が求められることから、なかなか新たな事業所開拓には結びついておりません。配置するコーディネータには、そういった制度をうまく利用しながら、事業所の指定勧奨を行ってもらおう予定です。

【委員】

コーディネータは各相談支援事業所の職員で手を挙げた方にやってもらうということになるのでしょうか。

【事務局】

相談支援事業所の職員にやっていただくのではなく、各相談支援事業所の上に立つようなイメージで、スーパーバイザーの立ち位置として委託を行うものです。

【会長】

そうですね。スーパーバイズや新規開拓だけでなく、困難ケースも扱うわけですし、そういった意味でも非常に重要な役割を担うということになります。新規開拓という側面で話をしますと、高齢者のところに障害児の計画作成をお願いすることは到底難しいと思いますので、まずは高齢障害者のケースからお願いできないかといった話から始めることになるでしょう。是非、前向きに事業を進めていただきたいと思います。

【事務局】

分かりました。

(3) 第5期草津市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の事業実績について

【事務局】

(資料3に基づき説明)

【会長】

それでは、全般にわたって質問や意見等がありましたらどうぞ。

【会長】

日中サービス支援型グループホームは草津市にはまだないのでしょうか。

【事務局】

平成30年4月に制度として創設されました日中サービス支援型グループホームですが、草津市にはまだありません。近隣では守山市にございまして、草津市の利用者が1名入居されています。

【会長】

生活介護事業所が不足している背景のもと、日中サービス支援型グループホームの需要も伸びてくるので、そのことについても、資料の中で言及しておく必要があるのではないのでしょうか。

【事務局】

分かりました。資料3の8ページにて言及いたします。

【会長】

資料3で孤立化防止の話が出ましたので、資料2の8ページの精神保健福祉対策の強化にある、精神障害者サロンの利用というところで、私は孤立化防止の推進事業に関わっているのですが、基本的に孤立化防止事業についてはサロンに何人来られたかということは目標に掲げないということにしています。要するに、サロンは無理に来させるものではなく、本来は来たい人が来ればよいとして呼びかけているわけですから、実績の数字というものはあるのですが、何人しか来なかったという風にしてはいけないと思います。そのため、サロンの利用者の目標が何人で、それを達成できていないから、評価ができないということにはできないということです。計画策定時に目標として目標数値を設定していますが、サロンは本来そうではないので、次期計画策定時には数値として設定するべきなのか、今期については評価の方法について検討していただきたいと思います。

【委員】

私の意見としては、それぞれの事業に対して無理に数値化した目標を設定しているがために、実績としても数値として出さざるを得なくなっていて、本来数値だけで評価できない

ものを、無理に数値で評価することになっていると感じています。なので、数値化できない部分を評価することも、もちろん必要であると思いますし、そのあたりはどのように考えられているのでしょうか。

【会長】

そうですね、全体の仕組みとして、どのように評価するかというのは、色々な意見を参考にしながら考えていただきたいと思います。

【委員】

私も、障害者の施策というのは、数字だけで解決するものではないと思います。この障害者施策推進審議会で、先ほどから細かい部分や数字に対する意見がありますが、もう少し大きな政策的な話し合いの場であっても良いと感じます。年に数回しか開催されないこの場で、実績の数値だけを聞きにきているわけではないと思うので、評価の方法は基より、会議の進め方に関しても、やり方を考えて欲しいと思います。

【会長】

そうですね。他の計画審議会も同様ではあるでしょうが、PDCAサイクルを行う場合は、目標と実績を照らし合わせる作業というのが、どうしても出てきてしまいます。しかしながら、数値化して評価するものに馴染むのかどうかというのは各計画それぞれで違います。では、障害者計画が各事業を数値化して評価すること自体に馴染むものなのか、そこに疑問を抱いたという意見があったことも記録に残し、今後の審議会のやり方であるとか、評価の方法であるとか、是非検討してもらいたいと思います。

【事務局】

はい、分かりました。多くの意見をありがとうございます。皆様の意見を聞きながら、数字で評価することが馴染むもの、馴染まないものを選別していくことも必要であると考えておりましたので、今後検討してまいります。

【委員】

付け加えて資料2についての質問で申し訳ないのですが、内容があって、実績があって、評価があって、今後の取組み欄がありますが、評価がBやCに関わらず、今後の取組み欄に実績内容と同じような文言が書かれている箇所が散見されたので、評価がCとなるならば、今後はさらにこのように取り組みます、などの改善点も書かれていれば、より良い資料になるのではと感じました。

次に資料3の8ページにあります②、③の部分ですが、②において共生型サービスのことについて触れられています。この共生型サービスは必要なことではありますし、グループホームが足りていないというのも確かであると思います。そのため、どんどんと作っていかなくてはいけないのですが、実際に現場で問題となっていることは、グループホームの利用者の高齢化であると思います。本来、介護保険サービスに移行しなくてはいけない方々であります。介護側の施設が障害者の受け入れに前向きではなく、移行が進んでいないのが現実

で、共生型サービスという素敵な言葉が使われてはいるのですが、障害側は共生型サービスを望んでいても、介護側はそれを望んでいないように思われます。それは施設側だけの問題ではなくて、個人の負担という側面にも問題があると思っております、実際に障害側のグループホームでは生活費月6万円ほどで過ごされていますが、介護側になりますと原則一割負担が発生し、サービス付高齢者住宅などに入るとなると月15万円から20万円ほどかかってしまいます。これでは、障害から介護に移行される方で、自ら望んで移行する方がいるのでしょうか。こういった制度のひずみを解消することで、グループホームを作らずとも、現在の供給不足が解消され、循環していくかもしれません。なかなか難しいことだとは承知していますが、共生型サービスという素敵な言葉があるわけですから、その言葉が言葉だけで終わらないように、考えていってもらいたいと感じています、よろしく願いいたします。

【事務局】

共生型サービスについては、障害と介護の同種同等のサービス間で補い合う制度でありまして、グループホームについては、その同種同等のサービスではありません。具体的には、障害側のグループホームは、日中は作業所等に通うため主に夜間の支援となりますが、介護側のグループホームでは、日中もそのグループホームで過ごされることが想定されているため、月々のサービス費に差が発生しています。そのため、グループホームは共生型サービスの対象サービスにはならないというのが実情です。

【会長】

現在はそうですが、近い将来、共生型サービスに入ってくると思います。ですので、共生型サービスについて、グループホーム以外のサービスであっても課題が多いわけですから、資料の中にその課題についての指摘をしておくべきではないでしょうか。

【事務局】

分かりました。資料3の8ページにございます、グループホームの整備等の促進の実績欄に、課題提起の文章を付け加えさせていただきます。

(4) 今年度の取り組みについて

【事務局】

資料4に基づき説明

【会長】

それでは、質問や意見等がありましたらどうぞ。

【会長】

基幹相談支援コーディネータ配置費ですが、この方はサービス等利用計画を作成して400万円という人件費となるのでしょうか。また、400万円であればベテランの相談員を雇うことは難しいと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

サービス等利用計画は作らない想定です。また、400万円という金額も、コーディネータは年度途中からの配置を考えておりましたため、年間の金額ではありません。

【会長】

いつから配置する想定での金額なのでしょうか。

【事務局】

8月からの想定で積算しておりましたが、想定よりもスケジュールが遅れていまして、年内の配置を目指して事業を進めております。

【会長】

体制が整い次第ということですね。基幹相談支援センターは早急に必要となってくると思いますので、調整をよろしくお願いします。

【委員】

障害者の親である私たちの切なる要望として、毎年草津市に対して、短期入所施設の増設をお願いしているところですが、草津市内には短期入所施設がないということで、緊急時の際にすぐに利用ができずに多くの方が困っています。親がいるということで優先順位は後回しになってしまい、緊急で利用する必要があるのに利用できない現状です。また、障害者の親の高齢化も進んでいて、確かに家族はいるのですが、家族での対応が難しいというケースが今後、たくさん出てくると思います。こういった現状を理解していただき、草津市に短期入所施設が必要であり、そのための課題をどのように解決していくのかをこの審議会の場でも議論させていただきたいなと思います。

【会長】

草津市内での短期入所の需要がかなり高いということですね。特に緊急時の対応において実際に問題が出てきているということですが、地域生活支援体制の強化というところで、そういった課題が実際にあるということも記入しておく必要があるのではないのでしょうか。

【事務局】

資料3の5ページの上段に地域生活支援体制の強化ということで、取り組み内容等を記載しておりますが、面的整備の手法で、今年度は枠組み作りに取り組んでいるところでございます。ただし、面的整備の手法は既存の施設を結び付けて、関係機関の連携を密にし、総合的な支援を実施していくものであるため、施設を増やしていくという方向ではありません。

ん。草津市としましては、昨今、新たにグループホームを建設する場合は、短期入所施設を併設しないと国県の補助金の交付がされないという流れになってきておりますので、本来は単独の短期入所棟が建設されることが望ましいところではあるのですが、グループホームに短期入所施設を併設してもらおう形で事業者と協議を重ねているところでもあります。しかしながら、グループホーム併設型ですと利用者数が1人か2人までのところが多く、保護者の皆様は利用者が7人や8人という施設を要望されているところですので、そのニーズに対応するまでは至っていないというのが現状です。

また、草津市内に短期入所施設は2カ所あるものの、身体障害者と重心の方を対象としており、指摘のとおり、療育手帳の所持者を対象とした短期入所施設は市内にはなく、近隣他市の施設を利用いただいているところです。今後引き続き、各事業所と調整を図りながら、ニーズに対する施策を検討していきたいと思っております。

【会長】

単独型にするか併設型にするか、そういったところは今後検討していくとして、療育手帳の所持者が利用できる短期入所施設が市内にはなく、かつ、ニーズも高いところを、検討課題として資料に記載しておく必要があるのではないのでしょうか。

【事務局】

分かりました。短期入所の支給決定をしている障害者は総数で200名強ですが、そのうち150名程度が療育手帳の所持者であるため、療育手帳所持者の短期入所の利用ニーズが高いことは把握しておりますし、その課題について、資料3の14ページに追記いたします。

【会長】

その他、全体に渡りまして、何か質問のある方はいらっしゃいますか？

【委員】

災害時の対策について資料に記載がありましたが、災害時における障害者の支援について、さらに詳しくお伺いしたいことがあります。草津市で大規模な災害が起きた際には、広域避難所へ避難をするということでお知らせいただいているわけですが、一時的に避難が出来たとしても、障害者の方々におかれましては、時間が経つに連れて、広域避難所では我慢出来ることと出来ない事が出てくるかと思っております。確か草津市では、福祉避難所を設けていただいていると聞いておりますが、その場所について、電気であるとか、酸素とか、そういった設備について不安を感じておられる方がいると思っております。本日の場においても共有をしておきたいと思っておりますし、現時点の状況で結構でございますので、教えていただけますでしょうか。また、今後の取組みについてもお聞かせいただければと思います。

【事務局】

災害が起きた場合、小規模な避難をいただきますのが、避難所施設といいまして、まちづくりセンターや幼稚園、保育所になります。その上に広域避難所がございまして、大規模な

災害があった場合は、まずは広域避難所に避難いただき、障害等で何らかの支援が必要である方は、そこから福祉避難所へ移送させていただくことになります。公設の福祉避難所は草津市内に4カ所ございまして、なごみの郷、ロクハ荘、障害者福祉センター、発達支援センターです。また、この4カ所以外にも合計42カ所の民間事業所と、大規模な災害が起きた場合には福祉避難所として開設要請を行う協定を結んでおります。福祉避難所には非常用電源はありませんので、草津市の西消防署防災倉庫にあります非常用発電機十数台と、各小学校の防災倉庫にもそれぞれ2台以上ありますので、各避難所にて電源が落ち、必要な場合は、これらの非常用発電機を活用することになります。これらの発電機につきましては、最新のインバーター付の発電機になっておりますので、医療器具等の使用にも対応できるものになっております。

さらに、災害時には、必ずしも福祉避難所へ行かなくてはならないのではなく、広域避難所にて福祉避難室を作り、そこで対応が可能な方は、福祉避難所へは行かないという選択肢もあります。福祉避難所は人数的な制限もありますため、家族の方と一緒にいたい、もしくはいなくてはならない方については、この福祉避難室で対応させていただくこともあるかと思えます。

避難所につきましては、2018年9月1日号の広報くさつにて、各避難所の地図付で場所を示しておりますし、草津市のホームページにも避難所の住所等も掲載して周知をしております。

【委員】

分かりました。今後も引き続き、災害時に対する対応については広く周知を図っていただきたいと思えます。

【会長】

他に質問等はございますか？なければ、本日の議題については、これで終わりたいと思えます。

3 閉会

【事務局】

予定しておりました議事はすべて御審議を賜りました。本日は長時間に渡りまして、色々と貴重な意見をいただきありがとうございました。本日の議論の中にもありましたが、障害者計画の評価方法については、今年度は試行的なものとし、委員の皆様からの意見を参考としながら、次年度以降に引き続き検討していくものといたします。

以上を持ちまして、本日の審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。